

大和市民生活安全相談員設置規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月29日

大和市長 大 木 哲

大和市規則第20号

大和市民生活安全相談員設置規則の一部を改正する規則

大和市民生活安全相談員設置規則（平成21年大和市規則第40号）の一部を次のように改正する。

第7条を次のように改める。

（勤務日及び勤務時間）

第7条 市民生活安全相談員の勤務日及び勤務時間は、1週当たり5日以内かつ29時間以内とし、午前9時から午後5時までの間で市長が指定した時間帯とする。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。